

事業所管部局による点検						
	項 目			評 価	評価に関する説明	
国 費 投 入 の 必 要 性	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。			○	国際機関を通じた国際貢献であり、国民のニーズがあり、国費を投入しなければ達成できないと考えられる。	
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。			○	国際機関への分担金の拠出は、国連において国に支払いが義務づけられているものである。	
	明確な政策目的（成果目標）の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。			○	国際機関を通じた国際貢献であり、優先度が高いと考えられる。	
事 業 の 効 率 性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。			－		
	受益者との負担関係は妥当であるか。			－		
	単位当たりコストの水準は妥当か。			－		
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。			－		
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。			－		
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。（理由を右に記載）			－		
事 業 の 有 効 性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。			－		
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。			－		
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。			－		
重 複 排 除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。 （役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載）			－		
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名			
点 検 結 果	ILOの通常予算は加盟国による分担金により成り立っており、限られた予算が効率的・効果的に活用されるよう、理事国及び加盟国は、理事会や総会の場等を通じ、ILO事務局に対し要請を行っている。					
外部有識者の所見						
点検対象外						
行政事業レビュー推進チームの所見						
現 状 通 り	本経費は、国際労働機関等に対する加盟各国に義務づけられた分担金であることから、見直しの余地はなく、今後も予算規模は維持すべきであるが、国際機関に働きかけ、有効な活用がなされるように努めること。					
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況						
－	－					
備考						
【事業実施の必要性】 国際機関（ILO等）を通じ、労働条件の改善を通じて、社会正義を基礎とする世界の恒久平和の確立に寄与すること、完全雇用、労使協調、社会保障等の推進を目的とした国際労働基準の策定及び監視、労働・生活条件の向上、雇用機会の増進、基本的人権の増強のための国際的な政策や計画の策定及び国際的技術協力などの国際協力活動を推進するため、国際機関加盟国の責務として、国際機関憲章等により割り当てられた分担金を支払う義務がある。 【その他特記事項】 総事業費については、該当年度の支出官レートを使用した日本円換算で計上している。						
関連する過去のレビューシートの事業番号						
	平成22年	0553	平成23年	0523	平成24年	0445

※平成24年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。	
厚生労働省 4,285百万円 【国際分担金等】 A. 国際労働機関 4,106百万円 （国際労働機関分担金 （国際労働機関憲章第13条） 【国際分担金等】 B. 国際がん研究機関 167百万円 （国際がん研究機関分担金 （国際がん研究機関規約第8条） 【国際分担金等】 C. 経済協力開発機構 11百万円 （経済協力開発機構分担金 （経済協力開発機構条約第20条の2） 【国際分担金等】 D. 国際社会福祉協議会 1百万円 （国際社会福祉協議会分担金 （国際社会福祉協議会規約第8条） ※百万円未満については端数 処理を行っている。	

資金の流れ
（資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する）
（単位：百万円）

費目・使途
（「資金の流れ」に
おいてブロックご
とに最大の金額
が支出されている
者について記載
する。費目と使途
の双方で実情が
分かるように記
載）

A.国際労働機関（ILO）			E.		
費 目	使 途	金 額 （百万円）	費 目	使 途	金 額 （百万円）
分担金	国際労働機関加盟国に対し、国際労働機関憲章第13条の規定により、日本政府に割り当てられた分担金等	4,106			
計		4,106	計		0
B.国際がん研究機関（IARC）			F.		
費 目	使 途	金 額 （百万円）	費 目	使 途	金 額 （百万円）
分担金	国際がん研究機関加盟国に対し、国際がん研究機関規約第8条の規定により、日本政府に割り当てられた分担金	167			
計		167	計		0
C.経済協力開発機構（OECD）			G.		
費 目	使 途	金 額 （百万円）	費 目	使 途	金 額 （百万円）
分担金	経済協力開発機構加盟国に対し、経済協力開発機構条約第20条の2の規定により、日本政府に割り当てられた分担金	11			
計		11	計		0
D.国際社会福祉協議会（ICSW）			H.		
費 目	使 途	金 額 （百万円）	費 目	使 途	金 額 （百万円）
分担金	国際社会福祉協議会加盟国に対し、国際社会福祉協議会規約第8条の規定により、日本政府に割り当てられた分担金	1			
計		1	計		0

支出先上位10者リスト

A.

	支 出 先	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	入札者数	落札率
1	国際労働機関 (ILO)	国際労働機関加盟国に対し、国際労働機関憲章第13条の規定により、日本政府に割り当てられた分担金等	4,106		
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					

B.

	支 出 先	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	入札者数	落札率
1	国際がん研究機関 (IARC)	国際がん研究機関加盟国に対し、国際がん研究機関規約第8条の規定により、日本政府に割り当てられた分担金	167		
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					

C.

	支 出 先	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	入札者数	落札率
1	経済協力開発機構 (OECD)	経済協力開発機構加盟国に対し、経済協力開発機構条約第20条の2の規定により、日本政府に割り当てられた分担金	11		
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					

D.

	支 出 先	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	入札者数	落札率
1	国際社会福祉協議会 (ICSW)	国際社会福祉協議会加盟国に対し、国際社会福祉協議会規約第8条の規定により、日本政府に割り当てられた分担金	1		
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					